

岐阜県建設人材育成企業登録及びぎふ建設人材育成リーディング企業認定 登録届出・認定申請の受付について

岐阜県では、将来の建設産業の担い手確保・育成対策として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」を平成29年7月より開始しました。

制度の概要としましては、労働環境の改善や人材の育成等について、取り組みを進めていくことを宣言する建設業者及び建設関連業者を「岐阜県建設人材育成企業」として登録、さらに積極的な取り組みを実施する者を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定するものです。

1. 「岐阜県建設人材育成企業」の登録について

「岐阜県建設人材育成企業」として登録されるためには、以下の3点についての取組みを宣言し、県に届け出ることが必要となります。

- (1) 労働環境の整備、処遇の改善
- (2) 将来の建設産業を担う人材の確保・育成
- (3) 魅力ある建設現場等の環境づくり

<届出の概要>

○登録の対象

(1) 建設業者

建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者のうち、岐阜県内に本店を置くもの

(2) 建設関連業者

岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登載されている者のうち、建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務）を行う岐阜県内に本店を置くものをいう。

○有効期間

登録の日から3年を経過する日の属する12月31日まで

※新規認定又はランク変更認定が行われた場合は再度登録をすることとし、その登録の有効期間は、再度登録された日から3年を経過する日の属する12月31日までとなります。

○提出書類 ※「参考資料：提出書類確認チャート」もご参照ください。

岐阜県建設人材育成企業登録届出書（様式第1号（第4条関係））

※下記アドレス（技術検査課HP）よりダウンロードできます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16208.html>

「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定を受けることを希望される場合、認定申請に先立ち、「岐阜県建設人材育成企業」の登録届出を行っていただくことが必要となります。（登録届出と認定申請を同時に行っていただくことは可能です。）

既に登録済の場合で、新規認定又はランク変更認定を申請する場合には、届出の提出は不要です。

2. 「ぎふ建設人材育成リーディング企業」（新規）の認定について

「岐阜県建設人材育成企業」として登録された業者のうち、宣言事項について積極的な取り組みをされている業者を、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として下記のとおり認定します。認定を受けるには、下記の提出書類を作成し、県に申請していただくことが必要となります。

<申請の概要>

○認定の対象

「岐阜県建設人材育成企業」として登録された業者

○認定の評価項目及び認定ランク

認定の評価項目及び達成度は別表「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定評価項目一覧表」（以下、「別表」という。）のとおりです。別表の評価項目に係る達成状況に応じて、以下の3つのランクで認定します。

- (1) ゴールドランク 評価項目についての達成状況が非常に優秀な業者
- (2) シルバーランク 評価項目についての達成状況が優秀な業者
- (3) ブロンズランク 評価項目についての達成状況が優良な業者

○有効期間

認定の日から「岐阜県建設人材育成企業」の登録の有効期間満了日まで

○提出書類 ※「参考資料：提出書類確認チャート」もご参照ください。

- ①ぎふ建設人材育成リーディング企業認定申請書（様式第2号（第7条関係））
- ②ぎふ建設人材育成リーディング企業 認定指標取組内容（別紙）
- ③取組内容確認書類（「認定指標取組内容確認書類例」参照）

※認定指標取組内容については、令和6年7月1日基準でご作成ください。

※岐阜県建設人材育成企業登録届出書と同時にご提出いただくことも可能です。ただし、既に登録済の場合については、改めて登録届出書をご提出いただくことは不要です。

※下記アドレス（技術検査課HP）よりダウンロードできます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16208.html>

○認定申請に係る審査・認定基準

認定申請に係る審査については、書類審査を基本としますが、必要に応じ、岐阜県職員が問い合わせや、申請企業を訪問し、ヒアリング調査や関連書類の確認を行うことがあります。

各評価項目について、達成状況を確認のうえ、以下のとおり点数を付与し、下表<ランク別認定基準>により、認定の可否及び認定ランクを決定いたします。

- ・別表の達成度 1 の水準を満たしている = 1 点
- ・別表の達成度 1 の水準を満たしたうえで、達成度 2 の水準も満たしている = 2 点
- ・別表の達成度 1、2 の水準を満たしたうえで、達成度 3 の水準も満たしている = 3 点

【ランク別認定基準】

ゴールドランク：合計 18 点以上

うち、評価区分 I・III については各 5 点以上、II については 4 点以上必要

シルバーランク：合計 15 点以上

うち、評価区分 I・III については各 3 点以上、II については 2 点以上必要

ブロンズランク：合計 12 点以上

うち、評価区分 I・III については各 2 点以上、II については 1 点以上必要

※評価項目 8 項目－各最大 3 点 合計 24 点

3. 「ぎふ建設人材育成リーディング企業」(ランク変更)の認定について

既に認定を受けられた企業で、前回の申請以降に、取り組みを強化され、上位のランクでの認定が見込まれる場合は、認定ランク変更申請を行うことができます。認定ランク変更申請につきましても、新規申請同様、県の指定する申請受付期間内に行っていただく必要があります。

<申請の概要>

○提出書類 ※「参考資料：提出書類確認チャート」もご参照ください。

- ①ぎふ建設人材育成リーディング企業認定ランク変更申請書（様式第 3 号（第 9 条関係））
- ②ぎふ建設人材育成リーディング企業 認定指標取組内容（別紙）
- ③取組内容確認書類（「認定指標取組内容確認書類例」参照）

○有効期間

認定ランクの変更があった場合の認定の有効期間は、変更認定の日から「岐阜県建設人材育成企業」の登録の有効期間満了日まで

4. 登録・認定までのスケジュール（予定）

令和 6 年 7 月 1 日～8 月 30 日 届出・申請の募集

7 月～10 月 認定申請の審査

11 月 登録、認定の決定、申請者への通知

※スケジュールは変更になる場合があります。

5. 届出・申請の募集期間

令和6年7月1日（月）から令和6年8月30日（金）まで

※郵送の場合は、当日の消印有効（書留等の到達したことが確実に分かる方法として下さい。）

※登録届出・認定申請受付は年1回です。今年度登録届出・認定申請を検討している方は、必ず今回の受付期間にて登録届出・認定申請願います。

6. 登録・認定の特典

(1) ぎふ建設人材育成リーディング企業認定証の授与（認定企業のみ）

(2) 岐阜県建設工事入札参加資格者の等級格付における評価（建設業者のみ）

（令和7年度等級格付より実施）

- ・岐阜県建設工事入札参加資格審査に係る主観点数評価において、下記のとおり加点評価を行います。

ゴールドランク認定 20点

シルバーランク認定 15点

ブロンズランク認定 10点

登録 5点（登録と認定の重複加点はなし）

(3) 「人材育成型」総合評価落札方式による評価（建設業者のみ）（平成30年度より実施）

- ・下記のとおり認定企業の加点評価、登録企業の活用率による加点評価を行います。

ア 認定企業の加点評価について

- ・評価項目に「人材育成の取組」を追加し、認定状況の評価

ゴールドランク認定 2.0点（地域型は 1.0点）

シルバーランク認定 1.5点（〃 0.75点）

ブロンズランク認定 1.0点（〃 0.5点）

イ 登録企業の活用金額率等による加点評価について

- ・「県内企業の活用金額率」の評価内容にて、登録企業を活用する場合の評価

県内企業活用金額率90%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上 1.5点

県内企業活用金額率90%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満 1.0点

県内企業活用金額率50%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上 0.75点

県内企業活用金額率50%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満 0.5点

(4) 「地域型（人材育成型）」総合評価落札方式による評価（建設関連業者のみ）

（令和2年度より実施）

- ・下記のとおり認定企業等の加点評価を行います。

- ・評価項目に「人材育成の取組」を追加し、認定状況等の評価

ゴールドランク認定 4.0点

シルバーランク認定 3.0点

ブロンズランク認定 2.0点

登録あり 1.0点

(5) 企業のイメージ向上

- ・ 県のホームページ等で、登録・認定企業を紹介します。(HPには、原則として、企業名、所在地、認定ランク、評価合計得点及び評価区分別得点を掲載します。
- ・ 登録又は認定企業であることをPRできます。(認定企業においては、ハローワークの求人票にリーディング企業であることを表記することができます。)

7. 提出先・お問い合わせ先

岐阜県県土整備部技術検査課建設人材育成係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8499 (土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで)

※下記アドレス(技術検査課HP)にも、制度や認定基準等についてのQ&Aを掲載しておりますのでご参照下さい。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16208.html>